

てんき
あした天気になあれ29



天満小学校3年 伊藤 瑠伽さん

お互いの人権を大切にする 心を育てよう

私たちのまわりには、部落問題をはじめとして、子ども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等の人権課題とともに、インターネットによる人権侵害などの様々な差別が存在します。さらに、新型コロナウイルス感染拡大にともない、感染者や医療従事者、その家族への偏見や差別という人権侵害も起こっています。今、すべての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会を実現するために、人権教育や啓発の取り組みがますます重要になっています。

人権問題は他人事ではなく、自らの問題としてとらえる必要があります。私たち一人ひとりが、相手の立場に立ったり、相手の気持ちを思いやったりすることを日頃から意識し、お互いの人権を大切にする心を育てていかなければなりません。

稲美町は、一人ひとりの人権が大切にされ、誰もが夢や希望に向かって輝いて生きる「まちづくり」を行政や学校、家庭、地域、職場が一体となりすすめていきます。すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発を推進し、心のふれあう温かい地域、ともに生きるまちづくりをめざしていきましょう。

【表紙】 2020（令和2）年度「こころあったか（人権）」ポスター最優秀作品

天満小学校3年生伊藤瑠伽さんの作品です。お互いを見つめ合う視線が印象的な、友だちとの「つながり」を素直に表現した素敵な作品です。この作品は、2020年度稲美町人権啓発ポスターにも採用されています。

STOP! コロナ差別

憎むべきはウイルスであり、人ではありません

～差別や偏見、心ない誹謗・中傷をなくしましょう！～

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、誤解や偏見により、感染者や医療従事者及びその家族の皆さんに対して、心ない誹謗・中傷やいじめ、差別的な対応というような人権侵害が起こっています。

このような行動は、多くの人を傷つけるだけでなく、人々の不安をあおり、感染が疑われる症状が出て、受診をためらってしまうなど、かえって感染が拡大するということにもつながりかねません。

新型コロナウイルスの感染リスクは誰にもあります。差別や偏見はもちろん、SNSでの誹謗・中傷などの人権侵害は決して許されません。

私たちは、今こそ、『つながり』を大切にし、お互いに人権を大切にする心で、この危機的状況を乗り越えましょう！

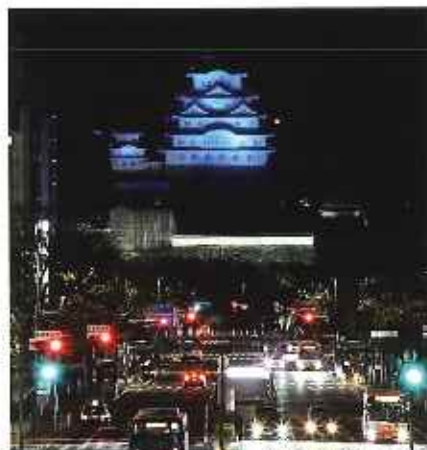
稲美町 稲美町教育委員会
稲美町人権・同和教育研究協議会

医療現場にエールを！

新型コロナウイルス感染症に、最前線で向き合う医療従事者の皆さんへ「敬意」と「感謝」を伝える取り組みが、世界中で行われています。

写真は、2020年4月23日にブルーライトアップされた姫路城です。夜空に青く浮かび上がる姫路城に心を熱くされた人も多かったと思います。

今こそ、私たちが互いを尊重し合い、心を一つにするときです。



[写真提供：西山新一さん（姫路経済新聞）]

ともに学ぶ人権啓発講座 『ほっとホットセミナー』

稲美町教育委員会人権教育課では、町民の皆さまと様々な人権課題について、ともに学ぶ人権啓発講座『ほっとホットセミナー』を年5回(2020年度は新型コロナウイルスの影響で4回)開催しています。

2020(令和2)年度は、部落問題(第1回)・性の多様性(第2回)・難病患者への理解(第3回)・拉致問題(第4回)をテーマに講座を開きました。毎回、新たな学びがあり、気づきがありました。これからも講座を通じて、様々な人権課題についての学びを深めるとともに、「ともに生きて、安心して暮らせる」まちづくりがさらに進むことを願っています。多くの皆さまの参加をお待ちしております。



第1回講師：春川政信さん



第2回講師：前田 良さん



第3回講師：古市利明さん



第4回講師：永松國光さん

今回は、2020年度第2回「パパは女子高生だった」(前田 良さん)を紹介します。

パパは女子高生だった～自分らしく生きること～

まえだ りょう さん

私は、自分の心と体の「性」の不一致で悩んできました。女性の体で生まれてきましたが、心の「性」は男でした。成長するにつれて、心と体の「性」の不一致で、悩みは大きくふくらみました。それは、幼稚園の頃からありました。私は黒色が好きで、短い髪が好きです。しかし、世間がつくりあげてきた「女の子はこうです」に当てはまらないと、「ダメ」と言われてしまいました。



小学校に入学すると、その違和感がもっと強くなりました。その一つはランドセルです。当時は、ランドセルは赤か黒で、私は、女の子だから赤いランドセルでした。高学年になってくると体に変化が現れてきます。胸が膨らんできて、生理が始まりました。「なんで胸が膨らむの？なんで生理が？」と、その時は絶望的でした。

中学校では制服の問題がありました。私は、女子の制服を着るしかありませんで

した。部活は野球がしたかったのですが、男の子しか入部できなかつたので、ソフトボール部に入りました。その間、誰にも自分の悩みを相談することは出来ませんでした。親にも友だちにも、先生にも言えませんでした。言えば、「変に思われる」「怒られるかもしれない」「差別やいじめを受けるのではないか」などと考え、言えませんでした。言えない環境もありました。今は、このように学ぶ機会がありますが、当時は全くありませんでした。自分の「性」に悩みを持つ人が居るということすら誰も想像できないという状況でした。「オカマ」「ホモ」、「気持ち悪い」などと言われていたような中で、自分の「性」について何も言えません。そして、この頃になると、自分のことを偽るようになりました。女の子のグループで好きな男の子の話が出る時、私は「変に思われたくない」という思いから、好きでもない男の子の名を言っていました。一回嘘をつくとその嘘を隠すためにまた嘘をつかなければなりません。その繰り返しになっていきました。

高校は、ソフトボールの推薦で鳥取県の女子高校に行きました。高校では「男の子が女装して入学してきた」と言われましたが、男の子と見られているのが嬉しくて、何も言い返しませんでした。高校で、2つ上の先輩が好きになりましたが、自分の思いを伝えられない苦しさにも悩みました。誰にも相談できなくて、自分で抱え込むしかない中、寮生活や先輩後輩の関係、厳しい部活動が重なり、とても辛くて、「死」を考えました。しかし、その時「ここで死んだら、女性として葬られる」「私は男性として生きたいのに、男性として一度も生きていないではないか」と思ったのです。だからもう少しだけ生きてみようと思い、勇気を出して自分の悩みの中で、一番困っている「スカートをはきたくない」ことを先生に言いました。先生からは「がまんしろ」と一言だけ言われ、それから何も言えなくなりました。日常生活の中で不便なことはトイレでした。制服を着ているときは女子トイレに入れますが、私服を着ているときに女子トイレに入ると「間違っているよ」と指摘されてしまいます。お風呂はさらに困りました。「男が入ってきた」と通報されるのではないかと思うことがよくありました。困ったこともありましたが、何とか無事に高校を卒業することができました。

卒業後は、東京で就職しましたが、半年もしないうちに辞めてしまいました。理由は、スカートにストッキングという制服が嫌だったからです。そして、実家に帰って来たとき、テレビで「性同一性障害」というものを知りました。たまたま見たのですが、「これだ」と思いました。しかし、「性同一性障害」というのは診断名に過ぎません。そのことを知ったからといって、何かが変わるものではありませんでした。そんな時、大阪に出て同じような友だちに出会い、男性ホルモン注射の存在を知りました。それを打ちたいと思いましたが、その前に両親へのカミングアウトをしなければと思いました。やっと言えたのは「名前を変えたい」ということだけでした。両親に伝えると、母は泣き、父からは怒られました。しかし、最終的には「元気でいてくれたら良い」と受け入れてくれました。男性ホルモンを打つと、生理が止まり、声が低くなりました。体も男性の体つきに変わっていきました。変わってくると、

欲が出てきました。私は、胸がコンプレックスだったので、取りたいと思いました。胸だけで3回手術をしましたが、胸が無くなると、すごく楽になりました。お風呂にも行けるようになりました。そんな時に妻に出会いました。

出会った瞬間「この人と結婚したい」と思いました。私はカミングアウトし、付き合っほしいと言いました。妻は悩みに悩んで、付き合うことを決めてくれました。彼女は、私を一人の「人」として見てくれたのでした。半年後には結婚しようという話になりましたが、その前に私にはやらなければならないことがありました。それは性別変更でした。私の場合は、子宮と卵巣を手術で取らないと、性別の変更が出来ません。また、妻の両親に何も言ってなかったのが、手術の前にきちんと説明しないといけないと思いました。勇気を出して全て話をし、「性別を変更したら結婚します」と言いました。お父さんは「それで幸せか」と聞き、妻が「幸せです」と答えると、「あなたは私の所有物ではない。好きなように生きなさい」と言ってくれました。手術後、性別変更が認められ、すぐに入籍しました。

私は子どもが好きなので、子どもがほしいと思いました。いろんな方法がありますが、私たちの場合は、第三者の凍結精子を使うという方法を選択しました。妻はずいぶん悩みましたが、子どもを抱かせてもらったときには、すごく感動しました。私は、子どもが生まれるということは祝福されることと思っていました。でも、周りはそうではなかったのです。「かわいそうな子が生まれた」と言われました。これから生きていく中で、差別や偏見、いじめを受けていかなければならない。だから生まれてくる子がかわいそうだということでした。それだけでなく、私はさらにどん底に落とされました。出生届を受理してもらえなかったのです。「血のつながりがないのが明らかだ」と言われました。民法772条には、結婚した夫婦の間に生まれた子は「嫡出子」と推定するとあります。私たちは結婚をし、子どもをつくりました。当然、嫡出子として認められなければいけないのです。市役所で「差別をするのか」と大げんかをしました。市役所には「血のつながりがない」から、法務局では「事例がない」からと認められず、上の子は2年間戸籍がありませんでした。2年後、裁判を起こしました。子どもの戸籍に父親である私の名前を書いて下さいという裁判を起こしました。しかし、血のつながりがないのが明らかだから認められないと、一審・二審は却下されました。民法772条には血のつながりのことは一切書かれていません。そんな時に、私たちに二人目の子が授かりました。二人目に関しては、親子関係確認訴訟というものを起こしました。同じ裁判をしても意味がないということで、別の裁判に切りかえました。また、上の子の裁判では、最高裁に上告するか、取り下げるかで弁護団の意見が分かれましたが、私は上告を決断しました。そして、平成25年の12月10日、最高裁が私を父親と認める決定を出しました。その結果、私たちと同じような夫婦の子どもたちの戸籍が認められるようになりました。

講演にも妻や子どもたちと一緒に出かけます。私たちは、子どもに全部伝えると決めています。子どもたちにきちんとしたことを知ってもらいたいと思っています。

す。小さいときから言い続けると、子どもたちは、男の人、女の人というのを体や身なりで判断してはいけなとわかっていきます。見かけ等で判断せずに、その人が「私は女の子なんよ」と言われたら、その言葉を大事にしなさいと伝えています。そのように子どもたちに伝える中で、自分の子どもだけに伝えるだけではいけないと思うようになりました。保育園でも幼稚園でも、「男の子はこう」「女の子はこう」というものを取り外して行って下さいとお願いしています。「男の子だから、女の子だから」と決めつけず、好きなものを選ばせてあげてほしいとお願いをしています。

今は、小学校や中学校でも授業に取り入れていただけるようになりました。もちろん、授業だけになると意味がないと思います。日常生活から自分たちの周りを見つめ直し、いろんな「性」があるということを伝えて行ってほしいと思います。世の中には、「性」で悩んでいる人たちが居ます。そういう悩みを持つ人たちが居ると知ってもらうことがとても大事だと思います。知ってもらったら、次は、その人たちは何に困っているのだろう、何に不自由さを感じているだろうと、「気づき」が生まれます。そして、それを行動に移してもらえれば最高です。

いろんな人が居て、それと同じだけの「生き方」があり、「性」があり、いろんな家族の形があります。私自身、妻や子どもたちに出会い、自分らしくありのまま生きようと思えるようになりました。今、こうやって生活していることがすごく幸せです。あの時、死ななくて良かった、生きていて良かったと思っています。それを気づかせてくれたのは、妻と子どもたちです。

今日話を聞いていただいた皆さんには、もっと知っていただいて、いろんな人に伝えていただけたらと願っています。そして、私のような人に出会うことがあり、カミングアウトされたときには、否定や拒否をするのではなく、「言ってくれてありがとう」と言える人になっていただけたらと思います。誰にも相談できないということはすごく辛いことです。これからいろんな人に出会おうと思いますが、その時に今日話を少しでも思い出していただけたらうれしいです。

[2020年9月12日(土) 第2回『ほっとホットセミナー』講演記録より]

多様な性について考えよう！

「性は男と女の二通り」「性別により男らしく、女らしく生きるのが自然」「男性は女性を、女性は男性を好きになるのが普通」これって当たり前のことですか？

『性』のあり方は、人それぞれです。また、心の性と体の性が必ずしも一致するわけではありません。「男らしく、女らしく」と押しつけられ、生きづらさを感じている人がいます。

前田さんのお話を通して、「どのようなことに生きづらさを感じているのか」「私たちに出来ることは何か」を考えてみましょう。そして、誰もが生きやすい社会をつくっていきましょう。



稲美町イメージキャラクター
「いなっち」

[ほっとホットセミナーに関するお問い合わせは、人権教育課 (TEL 079-492-2550) まで]

地域で学ぶ「ふれあい学習会」

ふれあい学習会と関連する人権啓発事業のあゆみ

- 1973(昭和48)年 自治会単位で年間10回の同和学習会を開催
- 1977(昭和52)年 稲美町同和教育研究協議会発足
- 1982(昭和57)年 同和教育研究大会スタート
- 1987(昭和62)年 人権大会スタート
- 1989(平成元)年 ふれあい学習会スタート
- 1992(平成4)年 人権フェスティバルスタート
- 2001(平成13)年 人権啓発講座「ほっとホットセミナー」スタート
- 2006(平成18)年 全町でじんけんわくわくスクールスタート



稲美町イメージキャラクター
「いなっち」

ふれあい学習会の目的は？

- ・人権尊重の理念に基づき、ともに生きる社会の構築のため、生涯学習の一環に位置づけて実施しています。
- ・各自治会において、人権教育を積極的に推進し、町民の皆様がさまざまな人権課題に対する理解と認識を深め、問題解決を図ることを目的としています。

各自治会での学習会の内容はどうやって決めているの？



- ・年度初めに生涯学習推進員（人権学習担当）とふれあい学習アドバイザーの合同研修会を行い、日程を調整し、学習会のテーマや実施方法を打ち合わせています。毎年、(公財)兵庫県人権啓発協会が「人権文化を進める県民運動」の一環として制作した人権啓発ビデオを視聴し、研修を行っています。
- ・テーマについては、同和問題、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人、インターネット上での人権侵害など、さまざまな人権課題の中から、各自治会の生涯学習推進員を中心に決めています。
- ・学習会当日は、ふれあい学習アドバイザーが意見交換に参加したり、助言を行ったりします。

*生涯学習推進員（人権学習担当）

日常的に人権意識が培われ、各自治会における人権課題が解決できるよう研修会等に参加し、得られた知識等を地域住民に伝えていく役割を担っています。

*ふれあい学習アドバイザー

稲美町職員、各小中学校教員、西部隣保館長、東部隣保館長、地域指導者で組織しています。

(学習方法の例)

- ・学習資料(人権啓発誌、じんけんスキルブック)を用いた参加型体験学習
- ・人権啓発ビデオ(DVD)の活用・各種講座



じんけんスキルブック
〔兵庫県人権教育研究協議会〕



2020年度人権啓発ビデオ(外国人の人権)
「サラーマット～あなたの言葉で～」
〔(公財)兵庫県人権啓発協会〕

ふれあい学習会参加者(2019年度)の感想より ()はテーマ

- 地域のなかでは、挨拶をはじめとしてお互いのコミュニケーションを大切にしながら、子どもたちを見守っていきたい。(子ども・若者)
- 児童虐待に対処することは、子を救うとともに親も救うことになる。(子ども・若者)
- 認知症を患っても、人間らしい豊かな暮らしをする権利があることを、参加者で確認しあった。(高齢者)
- 生まれた場所(地域・国)や、住んでいる環境などにより差別を受けることがある。それらを解消するためには、しっかりと向き合って話し合うことや、互いにコミュニケーションを広げることが大事だ。学習会などを通じて、みんなが正しい知識を持つことが大切だ。(外国人)

ふれあい学習会の充実をめざして

2020(令和2)年度のふれあい学習会は、各自治会での開催に向けて生涯学習推進員の方と連絡調整を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、8月以降の学習会をすべて中止とさせていただきます。

稲美町では、人権を認めあう人づくり・まちづくりに向け、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして、人権啓発活動を推進しています。今後も、地域における人権学習を通して住民の人権意識を高め、豊かな人権社会を育むために、ふれあい学習会の充実を図っていきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2020(令和2)年度

ぽっかぽか

ふわふわことばで にっこにこ

天満小学校3年

滝島 凜生
たきしま りお

大じょうぶ?

その一言で 救われる

天満南小学校6年

中吉 咲綺
なかよし さき

だいじょうぶ?

寄りそう気持ち 大切に

天満東小学校6年

上塚さゆり
うえつか

気付いてる

差し伸べられるのは 貴方だけ

(株)ADEKA明石工場

花房 大和
はなふさ やまと

気をつけよう

貴方のしぐさ その行動

(株)ADEKA明石工場

山崎 善生
やまさき よしお

見てますか?

スマホじゃなくて 相手の心

兵庫南農業協同組合天満支店

山田 香穂
やまだ かほ

こころあったか人権標語

考えたい

相手の心を わすれずに

加古小学校4年

吉田 よしだ
佳央 かお

ありがとう

言葉のバトン つなげるよ

母里小学校3年

岩本 いわもと
駿 かける

大丈夫 たった一声 笑顔さく

天満小学校6年

野口 のぐち
桜 さくら

出会う人

みんなだれかの 宝物

稲美中学校1年

西馬 にしうま
奏美 かなみ

ネット友は

顔がみえない かりの友

稲美中学校1年

岡本桜志郎 おかもとおうじろう

ふつうとか

当たり前って なんだろう

稲美北中学校2年

大森 おおもり
陽太 ひなた

スマホやネットに潜む危険

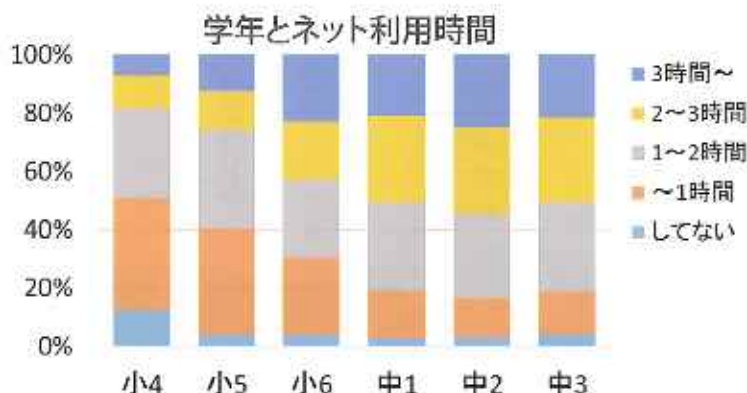


近年の情報化やグローバル化の進展は、私たちの予想をはるかに超えてしまった感じがします。特に、スマートフォン（以下、スマホ）やゲーム機等インターネット（以下、ネット）に接続できる機器の普及はめざましく、多くの子どもたちがそれらを手にする時代になりました。しかし、それに伴い、悪質な書き込みやネット上でのいじめ等の問題も起きています。

稲美町教育委員会では、2019年に町内小中学生を対象に「携帯電話・スマホ使用、ネット利用アンケート」を実施しました。スマホ等の利用状況やフィルタリングサービスの設定率、ネット利用のルールの有無等の傾向や課題を考察しました。ここでは、アンケート結果の一部を示し、ネットの危険性から子どもたちを守る対策について、紹介します。

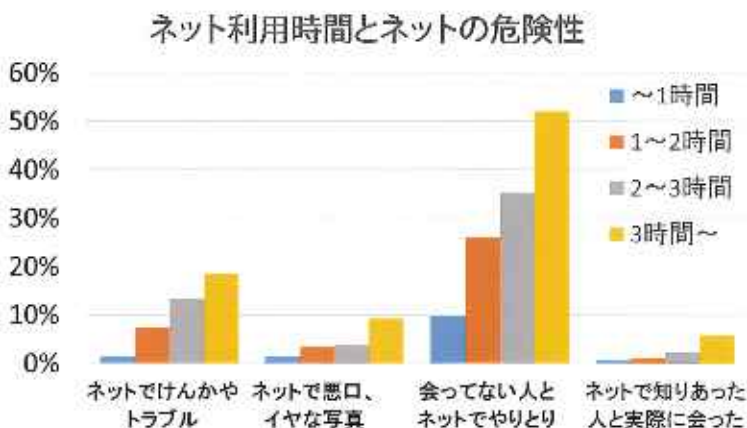
ネットの利用時間

小学校では、学年が上がる毎にネットに触れる時間が増加していく傾向にあります。中学校では、学年による違いは見られません。利用時間について、早い時期からのルールづくりが必要といえます。



ネット利用に関する問題・トラブル

ネットの利用時間と利用に関わる問題やトラブルとの関係についてグラフに示しました。どの項目においても、3時間以上ネットを利用している子どもたちの割合が最も高くなっています。この結果から、利用時間を減らすことは、トラブルや危険な目にあう機会を減らすことにつながるといえます。



私たちの周りを見れば、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS）上でのいじめや誹謗中傷、無責任な噂や個人情報の無断掲示等、ネットをめぐる様々な問題が起こっています。これらは、子どもたちに限らず、社会全体の課題といえます。

被害者にも加害者にも ならないために!



フィルタリング機能の活用

フィルタリングとは、有害なWebサイトや利用させたくないアプリケーションをブロックしてくれる機能です。子どもにスマホやオンラインゲーム等を利用させる際には、必ず設定をしましょう。

※犯罪に巻き込まれる子どもの多くが、フィルタリングを利用していない傾向にあります。



慎重な情報発信

ネットやSNSの利用には、正しい知識と十分な注意が必要です。SNSでは、不適切なコメントや写真等を投稿して、自分だけではなく他人にも迷惑をかけるトラブルが多く発生しています。また、何気無く行った投稿で、知らずに他人を傷つけてしまうこともあるからです。

※友だちしか見ないと思って投稿しても、ネット上に発信された情報は世界中の人から見られる可能性があります。

※一度投稿した情報は、本人の意志と関係なく消すことができないこともあります。

※写真には位置情報がついていることがあり、場所等が特定されることもあります。

※他人を傷つける書き込みが犯罪になることもあります。



家庭でルールを作るときのポイント

ポイント → 「ルールがトラブルから自分自身を守ってくれる」ことをきちんと伝える

ポイント → 親子で納得できるものにする

ポイント → 具体的なルールを作る(※受け取る側の気持ちを考えて言葉を選ぶ、など)

ポイント → 定期的に見直す

ポイント → 困ったときは必ず相談するように決めておく



私たちが新しい時代に対応し、安全に安心して賢くネットワークを利用するために、最も大切なことは、人と人とのコミュニケーションです。対話を通して親も子も、安心して利用できる環境づくりを進めていきたいですね。

思いをつづる 一町内小・中学校児童生徒の作文一

今年度も町内全小中学校の児童・生徒の皆さんより人権作文が寄せられました。どの作文も、一人一人の思いや気づきが自分自身の言葉でしっかりと綴られていました。素敵な作文をありがとうございました。

【2020(令和2)年度 人権作文 受賞者】

「届け!心の声」	加古小学校6年	<small>まつむら ひまり</small> 松村 向葵	さん
「コロナによる差別をなくせ」	母里小学校6年	<small>にしかわ こうき</small> 西川 倅輝	さん
「身近な人達」	天満小学校6年	<small>たしま さくら</small> 滝島 さくら	さん
「いじめのないクラスに」	天満南小学校6年	<small>ながの さや</small> 長野 紗弥	さん
「障がいを持っていない人の役目」	天満東小学校5年	<small>よねだ まおり</small> 米田 麻織	さん
「家事を通して学んだこと」	稲美中学校3年	<small>おおつじ かずま</small> 大辻 航真	さん
「高齢者虐待について」	稲美北中学校3年	<small>なむら</small> 名村 いろり	さん

受賞作文の中から、最優秀賞の加古小学校 松村向葵さんの作文を紹介します。

届け！心の声

加古小学校 6年 まつむら ひまり 松村 向葵

私のお姉ちゃんには、障がいがあります。お姉ちゃんの体は大人ですけど、心は1歳3ヶ月の元気いっぱいのお姉ちゃんです。私とお姉ちゃんは10才、歳がはなれています。私が生まれたときから、お姉ちゃんがいるのが当たり前だし、お姉ちゃんの障がいのことを友だちに何か言われたこともなくて、特に意識したことはありませんでした。



お姉ちゃんは紙を破ることが大好きで、目をはなすと置いている紙を何でも破ってしまいます。今まで学校の宿題プリント、ノートや描いた絵を何度も破られたことがあります。

泣きながらお母さんに言うと、「だから言うとりやん、置いとったアンタ

が悪いんやろ。」と、なぜか私が怒られます。

「なんで私が怒られるん？ねえねが悪いんやろ。」と言うと、言葉がしゃべれないお姉ちゃんはお母さんに連れられ、「ごめんね。」と言っているように、笑顔で手を合わせてペコッと頭を下げます。私にはこの時、心の声が聴こえます。だから、この笑顔についつい、「いいよ。」と言ってしまいます。

お姉ちゃんは、去年3ヶ月間施設に入所しました。生きていく力をつけるためです。お姉ちゃんのいない生活は、はじめのうちは『こんなに楽ちんか。』と思いました。宿題を出しっぱなしにしてても破られないし、お母さんに「ねえね、みといて。」と言われることもなくなりました。『私は自由だ！』と思いました。

でも、少ししてくると、

「ねえね、今頃なにしているんかな？」

「ご飯、食べてるんかな？」

「さみしくて泣いてないかな？」

と思うようになりました。さみしくなったのは、私の方でした。

お正月休みにお姉ちゃんが一週間帰ってきたときは、

「やっと、帰ってきてくれた。」とうれしくなりました。帰ってくる日、私は部屋を片付け、ワクワクしてお姉ちゃんを待ちました。お姉ちゃんのご飯をきれいに食べられるようになっていたり、ピーズのれんが作れるようになっていたり、いろいろなことができるようになっていておどろきました。「施設に入所して、どれだけお姉ちゃんはがんばってきたんだろう…。」と感心しました。同時に、お姉ちゃんや私たちのために、たくさんの方が支えてくれていることをはじめて実感しました。

どんな強い人でも、人は一人では生きていけません。だから、誰かが誰かを支えることで、みんなが生きていけるのです。お姉ちゃんと今、また一緒に暮らすようになって少し大変になったけど、お手伝いをいっぱいして私も家族を支えてあげたいです。

お姉ちゃんは、私のことが大好きです。時々、私のことを抱きしめてきます。そして、私のアゴをさわってきます。そんな時、私は目を閉じて、じーっとして幸せを感じています。

今マスク生活が続いていて、言葉での理解が難しいお姉ちゃんには、相手の表情を読み取ることができません。私にはお姉ちゃんの心の声が聴こえるので、お姉ちゃんにマスクの向こうの気持ちをかわりに伝えたいです。障がいがあってもなくても、幸せに暮らせる世の中になるように、まずはできることをひとつひとつ行動していきたいです。

『共生社会』をめざす人権三法

【差別を解消するための3つの法律】

2016（平成28）年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ対策法」、「部落差別解消推進法」という、差別を解消し、『共生社会』の実現をめざす3つの法律が施行されています。

残念ながら今も差別によって人権が侵害され、「生きづらさ」を感じている人たちがいます。国籍や性別、生まれた場所や世代など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、ともに支えあい、ともに生きることができ『共生社会』の実現がもとめられています。

いまだに残る差別を解消するために、これら人権三法を正しく理解し、すべての人が自分のできることを考え、行動しましょう。そして、誰もが笑顔で「生きることの幸せ」を感じられるまちづくりをすすめていきましょう。



稲美町イメージキャラクター
【いなっち】

ヘイトスピーチ対策法とは

2016（平成28）年6月3日、ヘイトスピーチ対策法（正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されました。

この法律は、日本に住む日本以外の国や地域の出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような差別的言動の解消をめざすものです。

【法律のポイント】

- ①外国の出身であることや外国にルーツがあることを理由にした不当な差別的な言動の禁止
- ②不当な差別的言動とは、外国の出身者らに対して、公然と危害を加える旨を告知したり、著しく侮辱したりして地域社会から排除することを扇動する言動をいう。
- ③国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならない。国及び地方自治体は、相談体制の整備、差別解消のための教育・啓発等をすすめる。

障害者差別解消法って??

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をめざして、2016（平成28）年4月1日、障害者差別解消法（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が施行されました。この法律では、行政機関等や民間事業者（会社やお店など）が、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することを禁止しています。また、一人一人に合った配慮（合理的配慮）が求められています。

【不当な差別的取り扱いの禁止】

・ 正当な理由なく、障がいを理由とした差別・差別的取り扱いをしてはいけません。

障がいがある事を理由に、公共サービス等の利用をできないようにしたり、お店への入店を断ってはいけません。



障がいがある事を理由に受付を拒否したり、本人を無視して付き添いの人だけに話しかける等をしてはいけません。



【合理的配慮の提供】

・ 社会の中にあるバリアを取り除くために、負担が大きすぎない範囲で、できるかぎりの配慮をしましょう。

説明するときは、写真なども使いながらできるだけ分かりやすく伝えるよう心がけましょう。



優先座席の設置や、譲り合いをする事で、すべての人にとって、居心地の良い空間を作りましょう。



見えない障がいもあります

外見からはわからなかったり、自分で訴えることが難しい人もいます。一人一人がどんなことに困っているのか、どんな配慮があればいいのか、私たちが想像力を働かせるとともに、当事者に確認しながらできることをしていきましょう。

知っていますか？

部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法）が、2016（平成28）年12月16日に施行されました。

この法律は、今もなお部落差別が存在する現状を踏まえ、国及び地方公共団体が相談・教育・啓発等の取り組みを一層進め、部落差別の解消とともに、部落差別のない社会の実現をめざしています。

部落差別解消推進法のポイント

- ①部落差別の存在を認知。
- ②部落差別が許されないものであることを明記。
- ③部落差別の解消という目的を明記。
- ④施策実施を国の責務、地方公共団体の努力義務と明記し、その具体として、第一に相談体制の充実、第二に教育および啓発の実施、第三に部落差別の実態の把握に取り組むことを明記。

部落差別解消推進法

検索

調べてみよう！



和歌山イメージキャラクター
「いになっち」

部落差別ってなんだろう？

日本の長い歴史の中で形づくられた身分制度や人々の意識のもとで受けていた差別により、国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、長きにわたり不当な差別を受けている我が国固有の重大な人権問題です。

今も差別はあるの？

残念ながら、今もなお、差別発言や落書き、インターネットを悪用した誹謗中傷、さらには、結婚差別や就職差別につながる身元調査や土地差別問題などがあります。その背景には偏見や差別意識が根強く残っています。

これからどうしたらいいの？

部落差別解消推進法が施行されて4年が過ぎましたが、この法律の趣旨やめざすものが十分に理解されているとは言い難い状況です。

部落差別の正しい理解を広めるとともに、この法律の趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域、職場など様々な場で、部落差別を「しない」「させない」「許さない」取り組みを積極的にすすめていきましょう。



ひとりで悩まないで!

各種相談窓口の案内



稲美町インターネットセンター (1402号)

	相談先	電話等	相談時間等
人権全般に関する相談	法務省 インターネット人権相談	インターネット受付 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html	24時間受付 最寄法務局から 後日メール又は電話で回答
	みんなの人権110番 (神戸地方法務局)	TEL 0570-003-110	平日 8:30~17:15
	神戸地方法務局 加古川支局常設相談所	TEL 079-424-3555	平日 8:30~17:15
	稲美町教育委員会 人権教育課	TEL 079-492-2550	平日 8:30~17:15
	稲美町地域福祉課 西部隣保館	TEL 079-492-3119	平日 8:30~17:15
子どもの人権に関する相談	子ども人権110番	TEL 0120-007-110 (フリーダイヤル)	平日 8:30~17:15
	ひょうごっ子 <いじめ・体罰・子ども安全> 相談24時間ホットライン	TEL 0120-0-78310 (通話料無料、携帯電話可) TEL 0120-783-111 (通話料無料、携帯電話不可) ※面接相談：予約制 (上記の電話で申込み)	24時間受付 平日 9:00~17:00
	24時間児童虐待ホットライン (児童相談所全国共通ダイヤル)	TEL 189	24時間受付
	兵庫県中央こども家庭センター 児童虐待防止24時間ホットライン	TEL 078-921-9119	24時間受付
	稲美町 こども課	TEL 079-492-9155	平日 8:30~17:15
	稲美町教育委員会 教育課	TEL 079-492-9149	平日 8:30~17:15
女性のための相談	女性の人権ホットライン	TEL 0570-070-810	平日 8:30~17:15
	兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL 078-732-7700	9:00~21:00(土日・祝日も可)
外国人のための相談	外国語人権相談ダイヤル ※対応言語：英語、中国語、韓国語 ベトナム語、ネパール語、スペイン語 ポルトガル語、フィリピン語、タイ語 インドネシア語	TEL 0570-090911	平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)
	ひょうご多文化共生 総合相談センター ※対応言語：英語、中国語、スペイン語 ポルトガル語	TEL 078-382-2052 FAX 078-382-2012	平日 9:00~17:00 (祝祭日、年末年始を除く)
障がいのある人に関する相談	障害者差別解消相談センター	TEL 078-362-3356 FAX 078-362-3911	平日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
	障害者ほっとライン (兵庫県身体障害者福祉協会)	TEL 078-230-9545	平日 9:00~16:30 (休日、年末年始を除く)
	稲美町障がい者 基幹相談支援センター	TEL 079-492-5577 FAX 079-492-6160	平日 8:30~17:15 (土日・祝日・12/29~1/3は休み)
福祉の相談	社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会	TEL 079-492-8668 FAX 079-492-9170	平日 8:30~17:15 (土日・祝日・12/29~1/3は休み)
いのちと心の相談	よりそいホットライン	TEL 0120-279-338 (通話料無料、携帯電話可) FAX 0120-773-776	24時間受付
	兵庫県 いのちと心のサポートダイヤル	TEL 078-382-3566	平日18:00~翌日8:30 土・日・祝日24時間
	はりまいのちの電話	TEL 079-222-4343	14:00~翌日1:00 (年中無休)



稲美中学校2年 ながの ながの あみ あみさん
長野 亜美さん

編集委員

中谷 和枝 馬田 慶明
上間 征二 加藤 彰一

事務局

丸山 一也 北谷 錦也

2021（令和3）年2月発行

この冊子に関するお問い合わせは、稲美町教育委員会人権教育課(TEL 079-492-2550)まで